

## 19年度定例総会

# 平成19年度事業計画など承認

## 一条校化へ関係法令の改正求める

本協会の平成19年度定例総会が6月14日、東京・文京区の東京ガーデンパレスで開かれ、平成18年度事業報告並びに同決算報告、平成19年度事業計画並びに同収支予算案を審議し、満場一致でこれを承認した。事業計画には、一条校化推進本部がまとめた「学校教育法第一条に定める新しい学校種の提案」を受けて、専門士、高度専門士の称号付与が対象となる専門学校を「新専門学校」(仮称)として、学校教育法第一条に規定するための関係法令の改正を運動方針の柱に据えた。また、協力者会議等の動向をうかがいながら東京で振興大会の開催も盛り込むなど、一条校化の実現を目指す運動を積極的に展開することとした。

## 新しい学校種を提案

平成19年度の定例総会には委任状を含めて172人が出席。まず岩崎幸雄副会長の開式の言葉に続いて、総会の冒頭、中込三郎会長があいさつ。中込会長は、一条校化推進本部がまとめた第一次報告を受けて「私たちの基本的な考え方は学習者の立場から専門学校を学校というカテゴリーに何としても入れたい。しっかりとした形で教育者の原点に立ち返れば、おの

ずと問題は解決するのではないかと改めて一条校化への決意を述べた。

続いて、文部科学省の寺門成真専修学校教育振興室長があいさつ。「全専各連が新しい学校種を作るという教育制度改革の崇高なプランを打ち出された」と一条校化推進本部の第一次報告を評価したあと、「今後の展開を考えると

「一条校化」という言葉は一般には正確に伝わらず矮小化される危険性もあるのではないかと指摘し、そのうえで「新しい学校種」などの案も考えられると進言した。

このあと、会則により議長に千葉茂常任理事、副議長に重里徳太

常任理事、議事録署名人に中村徹常任理事、中西義裕常任理事を選出、議案の審議に入った。

第1号議案・平成18年度事業報告、第2号議案・同決算報告並びに監査報告について事務局より詳細な説明が行われたあと、全会一致でこれを承認した。

続いて第3号議案・平成19年度事業計画案及び第4号議案・同収支予算案が総会に一括上程され、総務運営委員会の岡本比呂志委員長が運動方針の基本理念について説明。

基本理念には改正教育基本法の教育目標の一つに「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が盛り込まれたことを受けて、「高等教育段階において職業教育の中核的な役割を名実ともに担ってきた専門学校の教育が、改正教育基本法に明確に位置付けられた」と明記。さらに専門学校を「学校」として明確に位置付けるために「専門士及び高度専門士の称号を付与される専門学校を学校教育法第一条に規定するなどの関係法令の改正を実現

しなければならない」と基本理念の柱に専門学校的一条校化を据えている。

この基本理念にそって①関係法令改正の実現②専門学校の振興に向けた諸施策の実現③他の高等教育機関との格差是正など7本の基本方針・活動方針が打ち出された。また一条校化の実現をはじめ、激甚法の早期適用、専門学校の振興などの具体的な施策の実現を掲げて、東京で振興大会を開催する提案も事業計画に盛り込まれた。

このほか第3号議案では、各委員会の活動方針、研修事業、広報活動などについても説明が行われ、この事業計画案に基づく第4号議案・平成19年度収支予算案も審議されたあと、両議案とも満場一致で承認された。

総会のあと、一条校化推進本部の川越宏樹全専各連一条校化推進担当副会長が全専各連と本協会が合同でまとめた「学校教育法第一条に定める新しい学校種の提案」及び「新しい専門学校制度の在り方(専門学校の将来像)について」を説明。この中で川越担当副会長は「最も一条校化に近い専修学校は、専門士・高度専門士の称号付与校、3年制の大学入学資格が付与された高等専修学校ではないか」と述べた。

これは当初、学校教育法82条の2に規定された専修学校の中で、一定の基準を満たしている学校をそのまま第一条に移行する案が浮上していたが、これでは学校教育法の中に同じ校種が2つできることになる。このままでは一条校化は困難になると判断し、新しい校種の創設について、新専門学校(仮称)を報告書に盛り込んだもの。

総会で一条校化を柱とする平成19年度事業計画が承認されたことにより、本協会は全専各連と手を携えて新しい独自の「学校種」の実現に向けて、強力な運動を展開していくこととなった。

## 「新しい専門学校制度の在り方(専門学校の将来像)」について=概要=

制度設計作業部会(第一次報告)

### 1. 教育の目的

- 社会が求める知識、技術及び技能を総合的に教授修練し、職業及び实际生活に必要な能力、又は専門性が求められる特定の職業を担うための能力を育成する。

### 2. 基準・要件等の概要

- 入学資格は「高校卒業同等以上の者」とする。
- 修業年限は「2年、3年又は4年」とし、修業年限ごとに卒業に必要な単位数を定める。また、夜間の学科、別科、専攻科及び通信課程も置くことができる。
- 所轄庁は「文部科学大臣」とする。
- 設置者の要件は「国、地方公共団体及び学校法人」とする(新専門学校を設置する学校法人の認可基準を新設)。
- 校地及び校舎の面積、校地・校舎・施設設備の内容、教員資格及び教員数は、「教育の目的を達成するために最低限必要となる基準(他の高等教育機関の基準を基本)」を新たに定める。
- 自己点検・評価及び第三者評価を行う。
- 高等教育機関にふさわしい新たな学校名称を付し、修了者に新たな称号を付与する。
- 上記の制度面での論点のほか、財政支援のあり方、他府省庁所管法令との関係、その他所要の論点についても検討を行う。



本協会の総会であいさつする中込会長

第一次報告の全文は6面よりご覧下さい。

# J検

「創る」「使う」「伝える」  
情報検定

### 情報活用試験 ※文部科学省後援

＜後期(一般試験)＞  
試験日 平成19年12月9日(日)  
出願期間 平成19年9月1日(土)～10月25日(木)  
実施級/受験料  
1級……………4,000円  
2級……………3,500円  
3級……………1,500円

### J検情報活用基礎 ※団体限定

試験日A日程 平成19年12月2日(日)～12月8日(土)  
試験日B日程 平成20年1月27日(日)～2月2日(土)  
出願期間A日程 平成19年9月1日(土)～10月25日(木)  
出願期間B日程 平成19年11月1日(木)～12月13日(木)  
受験料……………1,500円

### 情報システム試験 ※文部科学省後援

システムエンジニア認定  
プログラマ認定  
＜後期＞  
試験日 平成20年2月3日(日)  
出願期間 平成19年11月1日(木)～12月13日(木)  
実施級/受験料  
基本スキル……………2,500円  
システムデザインスキル……………2,000円  
プログラミングスキル……………2,000円

詳細はホームページをご覧ください

財団法人 専修学校教育振興会 検定試験センター TEL.03-5275-6336

### 情報デザイン試験 ※文部科学省後援

ビジュアルデザイン分野認定  
インタラクティブメディアデザイン分野認定  
プレゼンテーションデザイン分野認定  
＜後期＞  
試験日 平成20年2月3日(日)  
出願期間 平成19年11月1日(木)～12月13日(木)  
実施級/受験料  
必須共通科目……………2,000円  
ビジュアルデザイン……………1,500円  
インタラクティブメディアデザイン……………1,500円  
プレゼンテーションデザイン……………1,500円

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「情報検定(J検)」を応援しています。



## 東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社  
株式会社 損害保険ジャパン

2) 実務及び業務経験の内容及び年数

- 新専門学校の教員資格のうち実務又は業務実績については、職業教育の中核的な役割を担う専門学校での実務又は業務経験を含める必要がある。
- また、実務又は業務実績の証左の1つとして、「実務的かつ実践的な知識、技術及び技能などを有する」と認められる実務又は業務経験の年数については、学位や称号等の区分に応じて明確にする必要がある。
- したがって、新専門学校の教員資格の実務又は業務経験の内容及び年数については、職業人養成の目的の達成に必要な実務又は業務経験の内容、基礎資格となる学位や称号等に応じた経験年数を新たに規定するとともに、実務家(現に実務に従事している者)教員も新たに規定することが適切である。
- これらの学歴要件、実務及び業務実績の内容及び年数を踏まえた教員資格の例示として、次のような内容が考えられる。

- 教員となることができる者は、次のいずれかに該当し、かつ、担当する教育に関し専門的な知識、技術、技能及び教育上の能力を有すると認められるものとする。
  - i) 博士の学位を有する者。
  - ii) 修士の学位又は専門職学位を有し、学校等(学校、専修学校専門課程、研究所、病院、試験所、調査所等)においてA年以上の教育研究実績を有する者、又は事業所等(事業所、工場、病院その他の施設)においてA年以上の実務実績等を有する者。
  - iii) 学士の学位又高度専門士その他の称号を有し、学校等においてB年以上の教育研究実績を有する者、又は事業所等においてB年以上の実務実績等を有する者。
  - iv) 短期大学士の学位又準学士、専門士その他の称号を有し、学校等においてC年以上の教育研究実績を有する者、又は事業所等においてC年以上の実務実績等を有する者。
  - v) 学校等においてD年以上在職し教育研究実績を有する者又は事業所等においてD年以上在職し実務実績等を有する者。
  - vi) 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び業務又は実務経験を有すると認められる者。
  - vii) その他同等以上の能力を有すると認められる者。

【引き続き検討が必要な点】

- 他の高等教育機関との単位互換や相互乗り入れなどを前提として、教育の質保証の観点から、新専門学校の教員資格について検討する必要がある。
- 個々の教員が新専門学校で養成する職業能力及び専門能力に関する実務及び業務実績を有することとは別に、新専門学校が組織として教育効果を最大限に高めるための体制等のあり方について検討する必要がある。

(9) 教員数

【整理の内容】

- 新専門学校の教員数は、次の視点に基づき必要な数を設定する必要がある。
  - 新専門学校の教員の職務は「学生の教授」とすること。
  - 新専門学校の主要授業科目は相互に密接な関係があり、複数の教員が分担して教授するよりも、同一の教員が複数科目を教授するほうが、体系的かつ効果的に修得できること。
- 他方、新専門学校においては、社会の変化に即応した最新の知識、技術及び技能を、できる限り早期に体系的に教育課程に取り込むことが前提となるため、教員の流動性が高く、全ての教員を専任教員とすることは教育活動に支障が生ずる点に留意する必要がある。
- また、新専門学校の教育の活性化及び高度化において、一定割合の実務家(現に実務に従事している者)教員による教育を推進することが重要である。
- したがって、新専門学校の教員数については、次のような視点などを踏まえて、一定の数の教員を置くこと、当該教員数の一定割合について専任教員とすることなどを新たに規定するとともに、実務家(現に実務に従事している者)教員を専任教員とすることも新たに規定することが適切である。
  - 学科の属する分野の種類に応じて基準を定めること。
  - 収容定員は80人を下限として、定員に応じて人数を加算すること。

- これらの点を踏まえた教員数の例示として、次のような内容が考えられる。

- ア) 教員数は、1つの分野についてのみ学科を置く場合は、「分野の種類及び収容定員に応じて定める人数」以上とし、2つ以上の分野についてそれぞれ学科を置く場合は、それぞれの「分野の種類及び収容定員に応じて定める人数」の合計以上とする。
  - イ) 教員数の半数以上は専任教員でなければならない。
  - ウ) 新専門学校における教育以外の業務に従事する者(実務家教員)を専任教員とすることができる。

【引き続き検討が必要な点】

- 新専門学校で必要とする教員数及び専任教員の割合とは別に、教員資格と同様に、新専門学校が組織として教育効果を最大限に高めるための体制等のあり方について検討する必要がある。

(10) 自己点検・評価

【整理の内容】

- 新専門学校は、他の高等教育機関と同様の規定とする。
- なお、具体的な点検・評価の対象や方法については、新専門学校の教育の個性・特色を踏まえて定める必要がある。
- これらの点を踏まえた自己点検・評価の例示として、次のような内容が考えられる。

- ア) 教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
  - イ) 教育の成果の普及及び活用の促進に資するため、教育活動の状況を公表するものとする。
  - ウ) 教育活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。
  - エ) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

【引き続き検討が必要な点】

- 職業教育の目的の達成度を評価する場合、教育内容や職業選択等の多様化に配慮した適切な評価項目を設定する視点について検討する必要がある。

(11) 第三者評価

【整理の内容】

- 新専門学校は、他の高等教育機関と同様の規定とする。
- なお、具体的な評価の基準及び方法、体制については、新専門学校の教育の個性・特色を踏まえて定める必要がある。
- また、第三者評価の実施にあたり、評価の基準及び方法の確立、実施体制の整備といった事前準備の期間が必要となるため、第三者評価機関が組織されるまでの間は、第三者評価に代わる措置を講じることにより猶予されることを定める必要がある。
- これらの点を踏まえた第三者評価の例示として、次のような内容が考えられる。

- ア) 所轄庁等の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。
  - イ) 認証評価機関が所轄庁等の認証を受けるまでの間、教育活動等の質を保証しう措置等を講じることにより、認証評価を猶予されるものとする。

【引き続き検討が必要な点】

- 新専門学校の教育水準を維持するためには、専門職能団体などの認証評価が重要であり、当該団体などが存在しないことを理由として、学校自らの評価の取り組みだけでは、高等教育機関の質的な保証の枠組みと合致しない視点について検討する必要がある。
- 新専門学校の具体的な専門分野の類型については、認証評価を実施する専門職能団体などの存在を前提として検討する必要がある。

(12) 学校や称号の名称

1) 学校の名称

【整理の内容】

- 新専門学校については、次の理由から新しい名称を用いる必要がある。
  - 新専門学校は、独自の設置基準のもとで設置される新しい学校種であること(専門学校は今までどお

りの制度として残ること)。

- 新専門学校は、学校教育体系に高等教育機関として明確に位置づけられること。
- 新専門学校の名称については、次の方向性のもとで検討する必要がある。
  - 高等教育機関を想起させるものであること。
  - 職業人養成を教育の目的とすることから、専門学校を含む他の高等教育機関のうち、同種の目的を掲げる学校の名称と全く関係のない名称を付すことは不適切であること。
  - 学校教育法で他の高等教育機関や専門学校の名称の使用制限が規定されることを踏まえ、社会に混乱を生じさせない点を重視すること。
- ★ これらの点を踏まえて、1条校化推進本部、あるいは専門学校関係者以外の学校関係者や学識者を交えて、新専門学校にふさわしい学校名称について検討を深めていく。

【引き続き検討が必要な点】

- 新専門学校の名称については、諸外国における職業教育の体系、職業教育を主な目的とする高等教育機関の位置づけや名称なども考慮に入れつつ、新専門学校の高等教育段階での位置づけや教育内容等を反映する視点からも検討する必要がある。

2) 称号の名称等

【整理の内容】

- 新専門学校の課程の修了者に対しては、次の理由から新しい称号を付与する必要がある。
  - 教育の目的に研究活動を含まないこと、また、校地・校舎・施設設備の内容及び教員資格等について大学の基準と異なることから、新専門学校には学位授与権はないこと。
  - 学位授与権のない高等教育機関においては、学修の成果を証するために、修了者に称号が付与されていること。
- 新専門学校の課程の修了者に付与される称号及びその名称については、次の方向性のもとで検討する必要がある。
  - 新専門学校の修業年限は「2年、3年又は4年」で、それぞれ卒業に必要な単位数を設定していること、大学及び短期大学においても異なる学位が授与されていることから、「2年又は3年の課程」と「4年の課程」に分けて別の称号を付与する制度とすること。
  - 名称は高等教育機関の修了を想起させるものであること。
  - 職業人養成を教育の目的とすることから、専門学校を含む他の高等教育機関のうち、同種の目的を掲げる学校に制度化された称号等と全く関係のない名称を付すことは不適切であること。
  - 他の高等教育機関や専門学校に制度化されている称号等との混同を生じさせない点を重視すること。
- ★ これらの点を踏まえて、1条校化推進本部、あるいは専門学校関係者以外の学校関係者や学識者を交えて、新専門学校の課程の修了にふさわしい修業年限別の2つの称号名称について検討を深めていく。

【引き続き検討が必要な点】

- 新専門学校の課程の修了について国際的な通用性を担保するために、単位の類型、カリキュラムの構造化などの側面についても検討する必要がある。

4. 学校教育法及び設置基準以外の制度設計に関連する論点

【整理の内容】

- 専門学校については、国又は地方公共団体による特定の助成措置が講じられている。
- 新専門学校は、専門学校とともに職業教育を担う中核的な教育機関となることから、その財政支援のあり方について検討する必要がある。
- また、新専門学校の創設は、学校教育制度を根拠とする法令上の格差の解消も目的としていることから、学校教育法以外の各府省庁所管の法令の取扱いについて検討する必要がある。
- ★ これらの点を踏まえて、学校教育法及び設置基準等のほか、新専門学校の制度設計にも関連する、財政支援のあり方、他府省庁所管法令との関係の整理、その他所要の論点について、1条校化推進本部、あるいは専門学校関係者以外の学校関係者や学識者を交えて検討を深めていく。

第一次報告の全文は6面よりご覧下さい。

など)からも検討する必要がある。

- 新専門学校の授業科目の設定について、次の観点から検討する必要がある。
  - 教育の目的にあわせて、高等教育機関として共通に求められる科目と新専門学校の特色となる科目との均衡を保つこと。
  - 他の高等教育機関との単位互換の考え方や対応関係を明確にすること。
  - 授業科目の種類と内容(基礎的なもの、応用的なもの等)を整理し、定義すること。
  - 学外実習(インターンシップ)等は単位認定に必要な要素を整理、定義すること。
- 授業時間と自習時間によって構成される単位の考え方に基づき、新専門学校の単位換算の規定について検討する必要がある。
- 新専門学校の課程の修了の要件と職業資格の関係について、検討する必要がある。

(3) 設置者の要件

【整理の内容】

- 新専門学校の設置者(設置主体)の要件は、他の高等教育機関と同様の規定とする。
- 新専門学校の目的、その目的に基づく施設・設備や教員の内容を踏まえた、「新専門学校及びそれを設置する学校法人の寄附行為等の審査基準」を新たに設ける。
- これらの点を踏まえた設置者の要件の例示として、次のような内容が考えられる。

- 国、地方公共団体及び私立学校法第3条に定める学校法人のみが、設置することができる。

(4) 所轄庁

【整理の内容】

- 他の高等教育機関の所轄庁は、設置認可における地域格差の排除、また、国際的通用性の担保のための質保証などにより、文部科学大臣となっている。
- 私立の専門学校の所轄庁は、その制度の成り立ちや位置づけのほか、地域社会が自ら優秀な人材の育成に取り組むなどの観点から、都道府県知事となっている。
- 規制緩和のなかで、営利大学といった従来の枠組みを拡大した高等教育機関が設置されているが、質的保証を重視する観点から所轄庁は文部科学大臣となっている。
- 新専門学校は職業人養成を目的とする高等教育の新しい類型であるが、学校教育体系に位置づけるためには、現行の高等教育機関に対する認可の仕組みのもとで設置される必要がある。
- これらの点を踏まえた所轄庁の例示として、次のような内容が考えられる。

- 私立の新専門学校の設置廃止、設置者の変更その他必要な事項については、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(5) 校地の面積

【整理の内容】

- 他の高等教育機関の校地は、『収容定員上の学生1人当たり10㎡として算定した面積』となっている。
- 専門学校の校地は、『校舎その他必要な施設等を保有するに必要な面積』となっている。
- 他の高等教育機関では段階的に校地の面積基準が緩和されてきたが、新専門学校に当該基準を適用した場合、財政的・物理的な負担、学外の教育資源を活用した教育活動等の制約が生じるほか、学習者等の時間的・経済的負担も増加する。
- ただし、統一的な認可基準の運用を担保するためには、校地の面積について一定の要件を定める必要があり、新専門学校としての明確な指標を新たに規定することが適切である。
- これらの点を踏まえた校地の面積の例示として、次のような内容が考えられる。

- ア) 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎その他必要な施設等を保有し、かつ、学生が休息その他に利用するのに適当なものでなければならない。
- イ) 校地の面積は、具体的な基準に基づき算定された面積でなければならない。
- ウ) 特別な事情がある場合は、収容定員、履修方法及び施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、面積を減ずる又は他の学校等の校地と共用

することができる。

- エ) 校地は自己所有を原則とする。ただし、教育に支障がなく短期借用がやむを得ない場合は、契約期間が修業年限に一致しなくとも、契約の自動更新などにより修業年限以上の使用が確保できる見込みがあるときは、代替措置として認める。
- オ) 開設から完成までの各年度で整備しなければならない割合を下回らない範囲で、かつ教育に支障のない限度において、校地を年次計画で整備することができる。

(6) 校舎の面積

【整理の内容】

- 他の高等教育機関の校舎は、教育研究活動等に必要な施設を備えることを前提として、一定の基準のもとで算定した面積となっている。
- 専門学校の校地も、教育活動等に必要な施設を備えることを前提として、一定の基準のもとで算定した面積となっている。
- 他の高等教育機関では準則化によって校舎面積が緩和されてきたが、新専門学校に当該基準を適用した場合、校地の面積と同様の問題が生ずる。
- ただし、統一的な認可基準の運用を担保するためには、校地の面積について一定の要件を定める必要があり、次の視点などを踏まえて、新専門学校としての明確な指標を新たに規定することが適切である。
  - 学科の属する分野の種類に応じて基準を定めること。
  - 収容定員は80人を下限として、定員に応じて面積を加算すること。
- これらの点を踏まえた校舎の面積の例示として、次のような内容が考えられる。

- ア) 校舎は、組織や規模に応じ、個別具体の施設を備えるものとする。
- イ) 校舎の面積は、1つの分野についてのみ学科を置く場合は、「分野の種類及び収容定員に応じて定める面積」以上とし、2つ以上の分野についてそれぞれ学科を置く場合は、「分野の種類及び収容定員に応じて定める面積」と「分野の種類及び収容定員に応じて定める加算面積」の合計以上とする。
- ※ その他、校舎について、校地の面積に対する所要の措置を準用する。

(7) 校地・校舎・施設設備の内容

1) 運動場

【整理の内容】

- 他の高等教育機関では、人格の形成に配慮し、学生の体育活動等に積極的に対応するため、運動場が必置となっている。
- 専門学校も、目的に応じて運動場の用地を備えることが義務化されている。
- これらの点を踏まえた運動場の例示として、次のような内容が考えられる。

- 運動場を設けるものとする。

2) 図書室又は図書館及び当該施設の専門的職員

【整理の内容】

- 新専門学校は、教育活動等を行う上で必要な図書等の資料を系統的に備えるために、図書室又は図書館を置くことを規定する。
- 新専門学校は、図書等の資料を整理し、適切な方法により閲覧に供するため、専門的職員等を配置することを規定する。
- これらの点を踏まえた図書室又は図書館、その専門的職員の例示として、次のような内容が考えられる。

- ア) 組織及び規模に応じ、図書室又は図書館を備えた校舎を有するものとする。
- イ) 学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育上必要な資料を、図書室又は図書館を中心に系統的に備えるものとする。
- ウ) 図書室又は図書館には、学生の学習又は教員の教育研究のために必要な数の座席を有する閲覧室を備えるものとする。
- エ) 図書室又は図書館には、専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

3) 教員研究室

【整理の内容】

- 新専門学校は、教育活動等を行う上で教員の教育研究に必要な施設を備えることを規定する。
- この点を踏まえた教員研究室の例示として、次のような内容が考えられる。

- 組織及び規模に応じ、教員研究室を備えた校舎を有するものとする。

4) 医務室又は保健室

【整理の内容】

- 新専門学校は、学生の保健管理又は危機管理の徹底を図る上で必要な施設を備えることを規定する。
- この点を踏まえた医務室又は保健室の例示として、次のような内容が考えられる。

- 組織及び規模に応じ、保健室又は医務室を備えた校舎を有するものとする。

5) 機械又は器具等

【整理の内容】

- 新専門学校は、教育活動等を行う上で学生の学習又は教員の教育研究に必要な設備を備えることを規定する。
- この点を踏まえた機械又は器具等の例示として、次のような内容が考えられる。

- 学科の種類、学生数及び教員数に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本及び模型を備えるものとする。

6) 教育研究環境の整備

【整理の内容】

- 新専門学校については、統一的な認可基準の運用を担保するため、「教育にふさわしい環境の整備に必要な経費(標準設置経費)」を、新専門学校を設置する学校法人の認可基準として規定する。
- なお、新専門学校の標準設置経費は、校地や校舎の面積、校地・校舎・施設設備の各内容を踏まえ、独自の指標として新たに設定することが適切である。
- これらの点を踏まえた教育研究環境の整備の例示として、次のような内容が考えられる。

- 教育上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

7) その他

【整理の内容】

- 新専門学校については、その他必要な施設を他の高等教育機関と同様に規定する。
- 新専門学校については、特に職業人養成の目的を達成する上で必要な施設を新たに規定する。
- これらの点を踏まえたその他施設設備の例示として、次のような内容が考えられる。

- ア) 校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設、講堂、学生自習室及び学生控室その他厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- イ) 校舎には、学生の職業生活の設計又は就職等の相談及び指導のための施設を備えるものとする。
- ウ) 学生の職業生活の設計又は就職等の相談及び指導を行うため、専門的職員その他職員を置くものとする。

(8) 教員資格

【整理の内容】

1) 学歴要件

- 新専門学校の教員資格の学歴要件については、その教育の質を保証する外形的な証左を得る観点から、学位や称号(専門学校及び新専門学校の修了者に付与されるものを含む)等の区分に応じて教員資格を定める必要がある。
- 他方、新専門学校においては、社会の変化に即応した最新の知識、技術及び技能を、できる限り早期に体系的に教育課程に取り込むことが、職業人養成の目的を達成し、その教育の質の向上に資することから、特に担当する教育について実務かつ実践的な知識、技術及び技能(実務又は業務実績)などを有している者を教員とする必要がある。
- したがって、新専門学校の教員資格の学歴要件については、一定の学位や称号等を基礎資格とし、特に実務又は業務実績等を重視する基準を新たに規定することが適切である。

1条に規定すること。

- 専門学校(専修学校)は、多様な主体により設置され、特色・個性のある目標を設定して教育機会を提供している。
- 引き続き専門学校(専修学校)として教育機会を提供するものが出てくることから、専修学校制度の目的や基準等は変更せずに、今までどおりの制度として残す必要がある。
- さらに解決すべき課題への対応を踏まえ、新専門学校は、専修学校からの分離といった部分的改正ではなく、新しい学校種として創設し、我が国の学校教育体系に明確に位置づけることが重要である。
- なお、新専門学校が創設された後も、専門学校(専修学校)が担う職業教育の使命や役割に変わりはないことから、それぞれの制度に応じた必要な振興策を講じていくことを求める必要がある。

基本方針2

新専門学校は、独自の教育の目的を有し、入学資格が明確に区分されたものとする。

- 専修学校は、後期中等教育、高等教育(専門学校)及び生涯学習を包含する単一の目的のもと、入学資格の異なる3つの課程を併設することができる。
- このような複雑な教育制度のために、専門学校は社会に理解されにくく、適切かつ効果的なより具体的な振興策の措置等を困難にしている。
- したがって、新専門学校は、既存の学校種と重複しない高等教育機関としての目的を明確にし、その目的に適合した入学資格を設定することが重要である。

基本方針3

新専門学校は、既存の学校種の基準等の内容を議論の出発点とする。

- 新専門学校は新しい学校種として創設するため、その基準・要件等は専門学校(専修学校)と異なるものを設定する必要がある。
- 特に、新専門学校を学校教育体系に位置づけるとき、既存の学校種との整合性を図ることが制度設計上の重要な論点となるため、他の高等教育機関の基準等を基本として内容等を精査することが重要となる。なお、「Ⅲ. 制度設計に当たっての論点の整理 3. 学校教育法及び設置基準に定める新専門学校制度の基準・要件等」のうち、(5)校地の面積、(6)校舎の面積、及び(7)校地・校舎・施設設備の内容(例えば、運動場の取扱いなど)については、国の規制緩和の実態や動向等を見極めつつ、特別の事情がある場合の措置を含めて、独自の基準の設定を検討する必要がある。

Ⅲ. 制度設計に当たっての論点の整理

1. 論点の整理の位置づけ

- 論点の整理においては、次の2つの点に留意して検討を行ってきた。
  - 新専門学校を設置する場合に過度の負担が生じぬよう、教育の質を保証できると合理的に判断し得る内容とすること。
  - 新専門学校が高等教育機関として学校教育体系に位置づけられるよう、他の高等教育機関との関係から一定の基準・要件等を備えること。
- この2つの点は相反する関係にあり、制度設計作業部会において検討を重ねても、「合理的に判断し得る」明確な理由を提示しにくい項目、あるいは「高等教育機関としての一定の基準・要件」としての具体的な指標を提示しにくい項目等が出てきた。
- さらに、高等教育の専門家から指摘を受けた事項には、新専門学校制度を考える制度設計作業部会の職務を超えて、我が国の高等教育体系全体の見直しにかかる内容も含まれていた。
- ただし、今後予想される本格的な制度設計の審議にあたり、団体として、特に重要度の高い項目について一定の方向性を示すことが必要と考え、これらの項目も含めて、短期間で意見の集約を図り、なるべく検討の過程で出てきた考え方を例示することを試み、引き続き検討が必要な視点を盛り込むこととした。
- したがって、この論点の整理は一つの試案であり、この論点以外の項目を含め、特に新専門学校を高等教育機関に位置づけるために定めなければならない基準・要件

については、引き続き専門学校関係者以外の学校関係者や学識者を交えて、個々に検討を深めて、具体的な指標を定める必要がある。

2. 学校教育法に定める新専門学校の教育の目的等

【整理の内容】

- 新専門学校は、職業教育全般にかかわる「教育」を行うものとし、その教育を通じて人格形成を図るものとする。
- 新専門学校の基本的な役割として、地域や産業界の要請に対応した人材育成をはじめ、教育活動の成果を通じて「社会貢献」を行うものとする。
- これらの点を踏まえた目的等の例示として、次のような内容が考えられる。

① 目的

- ア) 社会が求める知識、技術及び技能を総合的に教授・修練すること。
- イ) 職業及び實際生活に必要な能力を育成すること。
- ウ) 専門性が求められる特定の職業を担うための能力を育成すること。

② 役割(目標)

- 目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。

【引き続き検討が必要な点】

- 高等教育機関での研究については、考え方(先端技術から効果的な教育方法まで)や取り組み方等に差があることから、教育に特化する新専門学校における研究のあり方(大学等との差別化)についても検討する必要がある。
- 目的は新専門学校の理念となることから、次の観点から検討する必要がある。
  - 社会の要請(多様な学習機会の保証など)あるいは社会との関わり(社会人の受入れ、生涯学習など)について、高等教育システムとしての機能を明確にすること。
  - 養成する能力について、大学との識別が可能となるようにすること。
  - 職業能力と特定の専門能力の範囲について、高等教育機関として適切なものとする。
  - 職業能力や特定の専門能力について、職業資格との関係を整理すること。
  - 実際生活に必要な能力について、短期大学との識別が可能となるようにすること。
  - 専門職(技術者)の育成について、高等専門学校との識別が可能となるようにすること。
- 新専門学校における具体的な専門分野の類型について、次の観点から検討する必要がある。
  - 教育する知識、技術及び技能が高等教育としての内容及び水準等を有していること。
  - 新専門学校で育成する知識、技術及び技能と関連する専門職能を特定、体系化すること。

3. 学校教育法及び設置基準に定める新専門学校制度の基準・要件等

【前提として引き続き検討が必要な点】

- 規制緩和によって多様性が進展する高等教育機関にあっては、逆に質的な保証の枠組みを厳格化する方向性も検討されていることから、新専門学校制度の基準・要件についても、質的保証の担保を優先して検討する必要がある。
- (1) 入学資格
- 【整理の内容】
- 新専門学校は、他の高等教育機関(大学及び短大)と同様の規定とする。
- この点を踏まえた入学資格の例示として、次のような内容が考えられる。

- ア) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者。
- イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- ウ) 文部科学大臣の定めるところにより同等以上の学力があると認められた者。

(2) 修業年限等

【整理の内容】

- 新専門学校は、教育目標や教育内容に応じて、「2年・3年・4年」のなかで修業年限を設定する。ただし、夜間の学科は、それぞれの修業年限を超えることができる

ものとする。

- 新専門学校の教育課程は単位制とし、昼間の学科と夜間の学科の整合性を前提としつつ、修業年限に応じて課程の修了に必要な最低単位数を明示する。
- 単位数は、専門学校の大学編入学資格(「専門士」)付与の課程、大学院入学資格(「高度専門士」)付与の課程の授業時間数等を参考とする。
- 次の新専門学校の教育課程の特徴から、独自の単位換算の仕組みを定める。
  - 職業人養成の目的の達成に必要な科目のみで編成されること(科目による重みづけは不適切)。
  - 学内の講義と学外の実習を効果的に組み合わせた科目(インターンシップなど)が多用されること。
- 新専門学校は、専攻科及び別科、並びに通信課程(設置基準は別に定める)を設置できるものとする。
- これらの点を踏まえた修業年限等の例示として、次のような内容が考えられる。

① 修業年限

- ア) 修業年限は2年、3年又は4年とする。
- イ) 各授業科目の単位数は、新専門学校において定める。
- ウ) 2年の学科の卒業の要件は、2年以上在学し、**A**単位以上を修得するものとする。
- エ) 3年の学科の卒業の要件は、3年以上在学し、**B**単位以上を修得するものとする。
- オ) 4年の学科の卒業の要件は、4年以上在学し、**C**単位以上を修得するものとする。

② 単位換算

- 単位数は、全ての授業科目について30時間から45時間までの範囲で新専門学校が定める時間の授業をもって1単位と定める。

③ 夜間の課程

- ア) 夜間において授業を行う学科を置くことができる。
- イ) 夜間において授業を行う学科の修業年限は「2年、3年又は4年」を超えることができる。
- ウ) 3年の学科の卒業の要件は、3年以上在学し、**A**単位以上を修得するものとする。
- エ) 4年の学科の卒業の要件は、4年以上在学し、**B**単位以上を修得するものとする。

④ 専攻科

- ア) 入学資格は、「新専門学校を卒業した者」又は「文部科学大臣の定める同等以上の学力があると認められた者」とする。
- イ) 専門性が求められる特定の職業を担う能力について、精深な程度において、特別の事項を教授・修練することを目的とする。
- ウ) 修業年限は1年以上とする。

⑤ 別科

- ア) 入学資格は、「新専門学校の入学資格を有する者」とする。
- イ) 簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とする。

⑥ 通信課程

- ア) 通信による教育を行う学科を置くことができる。
- イ) 通信による教育を行う学科については、文部科学大臣が別に定める基準により行う。

【引き続き検討が必要な点】

- 専門教育の領域によって履修する教育内容は大きく異なることから、専門教育を基軸として構成される教育の種類や内容等の枠組み(どのように教育課程を編成するか等)についても検討する必要がある。
- 学習者の多様性や社会構造の変化などを踏まえ、次のような高等教育システムを構築する観点から、新専門学校の教育課程の編成のあり方についても、検討する必要がある。
  - 他の高等教育機関と相互に自由な乗り入れ(ダブルスクール、転学、編入学及び進学など)が可能となること。
  - 個人の専門性等を活かせるような社会人教育が可能となること。
- 教育の種類や内容等の枠組みは、新専門学校の志願者等に対する財政支援の受給資格の関係(認証評価の基準

から、具体的な振興策を提起する。

- 「学び」の機会を総合的に提供・支援するシステムの構築
- 学習成果が適切に生かされ評価される方策
- 個人の「学び直し」に対する支援
- 若年者・女性・団塊世代・高齢者に対する支援(生涯学習を推進する人材の育成及び確保など含む)

## 2. 第1次報告における具体的な提案事項

### (1) 第1次報告における取扱いについて

- 前述のとおり、新しい学校種を創設して、学校教育法第1条への規定を求めていく対象は、専門学校及び高等専修学校に相当する課程としたが、文部科学省に設置される協力者会議の議論に付すためには、新しい学校種を制度設計する上で重要度の高い論点について、具体的な方向性を提案しなければならない。
- このため、1条校化推進本部は、制度設計作業部会で検討した専門学校の重要な論点の整理、全国高等専修学校協会で検討した高等専修学校の重要な論点の整理について、最終的な審議、調整を行った。
- 専門学校の重要な論点の整理については、特に基準・要件等のうち具体的な指標が示されていない項目がある点が指摘された。ただし、最低限必要と認められる指標の設定にあたっては、専門学校関係者を含め広く学校関係者や有識者の間での議論が必要であるとの理由により、原則として検討された内容を第1次報告とともに文部科学省に提案することとした。

- また、高等専修学校の重要な論点の整理については、基準・要件等のほか、教育の目的に関して、高等学校の目的との区分の仕方、後期中等教育機関の目的としての適切性について指摘が出された。教育の目的は、新しい学校種の理念となるものであるから、特に新しい学校種としての創設の可能性について、広く学校関係者や有識者の意見を聴くことを前提に、第1次報告とともに文部科学省に提案することとした。

### (2) 新しい学校種の制度設計の内容

- 新しい専門学校及び高等専修学校の制度設計の検討結

# 「新しい専門学校制度の在り方(専門学校の将来像)」

(「専修学校の1条校化運動の具体的方針」第1次報告の参考資料)の概要版

## 1. 教育の目的

- 社会が求める知識、技術及び技能を総合的に教授修練し、職業及び实际生活に必要な能力、又は専門性が求められる特定の職業を担うための能力を育成する。

## 2. 基準・要件等の概要

- 入学資格は「高校卒業同等以上の者」とする。
- 修業年限は「2年、3年又は4年」とし、修業年限ごとに卒業に必要な単位数を定める。また、夜間の学科、別科、専攻科及び通信課程も置くことができる。
- 所轄庁は「文部科学大臣」とする。
- 設置者の要件は「国、地方公共団体及び学校法人」と

果は、下記のとおりである。このうち、考えられる教育の目的としては、次の内容を掲げている。

### <新専門学校>

- 社会が求める知識、技術及び技能を総合的に教授修練し、職業及び实际生活に必要な能力、又は専門性が求められる特定の職業を担うための能力を育成する。

### <新高等専修学校>

- 中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、専門教育を施し、職業及び实际生活に必要な能力を育成する。

する(新専門学校を設置する学校法人の認可基準を新設)。

- 校地及び校舎の面積、校地・校舎・施設設備の内容、教員資格及び教員数は、「教育の目的を達成するために最低限必要となる基準(他の高等教育機関の基準を基本)」を新たに定める。
- 自己点検・評価及び第三者評価を行う。
- 高等教育機関にふさわしい新たな学校名称を付し、修了者に新たな称号を付与する。
- 上記の制度面での論点のほか、財政支援のあり方、他府省庁所管法令との関係、その他所要の論点についても検討を行う。

## 全国専修学校各種学校総連合会 制度設計作業部会

# 「新しい専門学校制度の在り方(専門学校の将来像)」について

## (第1次報告)

全国専修学校各種学校総連合会の1条校化推進本部に設置した制度設計作業部会は、我が国の学校教育体系において、専門学校を高等教育機関として制度的に位置づけるため、新しい専門学校(本報告において「新専門学校」という。)制度を創設するという方向性のもとで、

- 制度設計の基本的な考え方
  - 新しい専門学校の教育の目的
  - 新しい専門学校の制度的主要事項の具体的な基準や要件
- などについて検討を行ってきた。

この第1次報告は、特に新専門学校の制度設計にあたり、特に重要度の高い項目について論点を整理し、制度設計作業部会が考える方針を示したものである。

## I. 「新専門学校制度の在り方(専門学校の将来像)」の検討に至る経緯等

- 現行の専門学校(以下「専門学校」という。)は、昭和50年の学校教育法の一部改正により創設された専修学校制度の1つの課程(専門課程:高校卒業者同程度以上が入学対象)である。
- 専修学校は、我が国の教育制度において多様な教育機会を提供してきた各種学校のうち、一定の規模・水準を有するものを別の教育機関として位置づけたもので、柔軟かつ弾力的な教育等を実施できるように制度設計されている。
- 専門学校は、職業教育を担う中核的な高等教育機関として、企業や業界から高い評価を受け、職業人養成の成果としての就職率(対卒業者数)も高い水準を維持している(平成18年3月期の専門学校卒業者の就職率は79.7%)。
- また、職業教育の著しい成果、あるいは大学等の設置・定員増に関する抑制方針等により、専門学校の入学者数・学生数は大幅に増加し、現在、18歳人口の減少、大学等での量的規制の撤廃のなかにあっても、高校卒業後の進学先として大学に次ぐ位置にある(平成18年度の新規高卒者の進学率は18.4%)。
- 他方、これまで、大学審議会や中央教育審議会大学分科会では、大学等と専門学校との連携を深める、あるいは学生の流動性を高める観点から、専門学校を対象とす

る様々な提言が出されている。

- その結果、一定の要件を備えた専門学校について、次の制度改革が行われた。
  - 専門学校の学修に対する「大学等での単位認定」
  - 専門学校修了者に対する「大学編入学」「大学院入学」資格の付与
- さらに、今般の学校教育法改正案に規定されている「大学の履修証明」に関しても、専門学校での準用も示されている。
- しかしながら、専門学校は、その教育制度の成り立ちや定義、また、他の学校種に比してより柔軟かつ多様な教育機関のため、高等教育機関としての位置づけが必ずしも明確ではない。
- 団塊世代の大量退職による労働力人口の減少や技能伝承の衰退、個人の価値観の多様化や社会構造の変化による不安定就労者等の増加、初等中等教育段階でのキャリア教育の推進など、高等教育を取り巻く状況は劇的に変容している。
- 職業教育を切り口として高等教育の在り方を考えるとき、従来型の人材育成はもとより、社会人の能力開発に向けた再教育、不安定就労者等の自立支援教育、高校等でのキャリア教育支援やその成果の上に立った教育内容の提供等についても、積極的に対応していかねばならない。
- このように複雑高度化・多様化する社会において、高等教育全体の在り方が問われるなか、教育基本法の『職業及び生活との関連を重視』する教育の目標を達成するためには、学習者の立場や社会的な要請等を踏まえて、新専門学校制度の在り方、いわゆる「専門学校の将来像」を明確にすることが重要である。
- 特に、この「専門学校の将来像」は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で記された、次の点を踏まえて検討する必要がある。
  - 職業教育をキーワードとした教育体系の中で、専門学校の中核的な役割や位置づけを明確にする必要があること。
  - 実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待されること。
- 以上、作業部会は、「専門学校の将来像」について、
  - 職業教育における中核的な高等教育機関としての

専門学校の位置づけ。

- 各高等教育機関の職業教育にかかる使命や役割の明確な区分、それぞれの使命や役割に基づく職業教育の推進。

を目的として、制度面及び教育面で論点となる事項について、重点的に検討を行った。

- なお、「専門学校の将来像」は専門学校関係者によって検討を進めてきたが、その考え方や内容が、高等教育全体との関係、あるいは高等教育の今後の在り方において齟齬が生じることがないよう、中央教育審議会大学分科会委員等の高等教育の専門家に「中間的整理」として提示し、ヒアリングを実施した。
- ヒアリングにおいて指摘を受けた事項については、その重要性に鑑み、再度作業部会において議論の上、引き続き検討が必要な点として、この第1次報告に盛り込むこととした。

## II. 新専門学校にかかる制度設計の基本的な考え方

- 専門学校の現況を鑑みると、次のような解決すべき課題が存在している。
  - 学校教育制度において特別な性格(「学校」ではなく「教育施設」)を有するが故に、これまでの教育改革の議論では直接的な対象ではなかったこと。
  - 学校教育制度を根拠とする(学校と教育施設を明確に区分する)多数の社会システムが確立しているため、現に専門学校、及びその在籍者や卒業者に対する格差が生じていること。
  - 例えば、大学進学率を教育評価に用いる高校のように、学歴偏重の意識が広く根強く残っているため、ユニバーサル・アクセスの段階にある高等教育のなかで公平な競争あるいは連携が担保されていないこと。
- 前述の背景とあわせ、これらの課題を解決するため、「新専門学校制度の在り方(専門学校の将来像)」は、次の3点を基本方針としている。

### 基本方針1

新専門学校は、新しい学校種として創設し、学校教育法第

# 全国専修学校各種学校総連合会 1条校化推進本部 (第1次報告)

## 専修学校の1条校化運動の具体的方針 ～学校教育法第1条に定める新しい学校種の提案～

### はじめに

- 全専各連は、平成18年2月22日の第54回定例総会において、次の「専修学校の1条校化」にかかる重点目標の承認を受けて、この運動を推進してきた。

#### 平成18年度重点目標

#### 1. 職業教育体系の構築に向けた専修学校及び各種学校の根本的な法整備の実現

- ② 専修学校及び各種学校を中核とする職業教育体系を構築し、現行制度における他の学校種との格差を解消するために、専修学校を中心として学校教育法第1条に規定される「学校」とすることを求め、具体的な要望活動を展開する

- この「専修学校の1条校化」は、上記の重点目標のとおり、
  - 専修学校が学校教育法第1条に規定されていないこと(学校としての位置づけがないこと)に起因する、専修学校やその学生生徒が受けている様々な格差を解消する必要があること。
  - 教育の基本的な理念として、「職業教育の重要性」が打ち出されていることに鑑み、学校教育制度に職業教育体系を構築し、職業教育の中核的機関としての専修学校の位置づけを明確にする必要があること。
 に関して、制度的改正を伴う解決策を提起したものである。

- 全専各連は、この運動の推進組織として1条校化推進本部を立ち上げ、現行の学校教育法又は専修学校設置基準に定める基準・要件の基本は変えずに、学校教育法第1条に専修学校を追加規定する方向性について検討を行ってきた。
- なお、「専修学校の1条校化」の検討にあたっては、第54回定例総会で了承された次の点を基本的な理念とした。

ア) 各種学校は専修学校への移行を前提とすること。  
専修学校は、各種学校教育の適切な振興を図るために、一定の規模・水準を有するものを別に位置づけた制度であることから、専修学校に移行するように努めてもらう。

イ) 設置主体は学校法人を前提とすること。  
専修学校では学校法人化要件の緩和が措置されていることから、学校法人立以外の専修学校は学校法人化を条件とする。

ウ) 1条校化の体系は「設置基準見直しの方向性」を基本とすること。  
平成16年2月の第50回定例総会で承認された「設置基準の見直しの方向性」の課程別の体系化を、専修学校の1条校化の基本とする。  
➢ 専門学校(高度専門士の課程、専門士の課程、その他の課程)  
➢ 高等専修学校(大学入学資格付与の課程)  
➢ 専修学校(大学入学資格付与以外の高等課程、一般課程、各種学校)

- 1条校化推進本部では、このような運動の趣旨や基本的な理念を踏まえて、制度的な論点となりうる事項を中心に、検討を重ねてきた。

- 平成18年12月、改正教育基本法が公布・施行されたことを受けて、学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策を定めるため、教育関連3法の1つとして学校教育法改正案が平成19年3月に国会に上程された。

- 全専各連は、1条校化推進会議での審議を踏まえ、最短で平成20年度内の法制化を目指して検討を進めてきており、今回の学校教育法改正案に「専修学校の1条校化」にかかる規定は盛り込まれていない。

- この点について、専修学校等振興議員連盟は、学校教育法改正案が国会に上程される前の3月7日に総会を開き、現段階での全専各連及び文部科学省での検討の結果や課題、今後の作業の日程などについて審議を行い、次の点を確認した。

- 速やかに全専各連と文部科学省との間で具体的な制度設計の論点について検討を行い、検討結果を踏まえ、新たな制度の概要を設計すること。
- 制度概要について、文部科学省と全専各連の共通理解が図られ次第、平成19年6月を目処に文部科学省内に協力者会議を開くこと。
- 協力者会議において、新たな制度が必要である旨合意・報告が得られ次第、中教審に諮問し、議論、意見集約、答申を行うこと。
- 中教審で新たな制度設計について合意・答申が得られ次第、平成20年の通常国会にも「専修学校の1条校化」にかかる学校教育法改正法案を上程すること。

- 全専各連は、この議員連盟総会での確認事項を受け、特に具体的な制度設計の概要を取りまとめるため、1条校化推進本部に制度設計作業部会をおき、文部科学省を交えて集中的に検討を行うこととした。

- 第1回制度設計作業部会では、「専修学校の1条校化」の制度設計を検討する上での基本的な考え方を審議・決定し、さらに制度設計作業部会で専門学校にかかる制度設計を、全国高等専修学校協会で高等専修学校にかかる制度設計を検討することを確認した。

- この第1次報告は、制度設計作業部会で検討した「専修学校の1条校化」の基本的な考え方や専門学校の重要な論点の整理、全国高等専修学校協会で検討した高等専修学校の重要な論点の整理について、1条校化推進本部で最終的に審議、調整を行い、全専各連が文部科学省に提案する「専修学校の1条校化の具体的方針」として取りまとめたものである。

- 今後、文部科学省に設置される協力者会議で、広く学校関係者や有識者の議論に付されることに対応して、引き続き1条校化推進本部は、制度設計作業部会等で検討された重要な論点その他について検討していく予定である。

### 1. 「専修学校の1条校化」の基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方とその理由

- 「専修学校の1条校化」は、学校法人立専修学校をそのまま学校教育法第1条に規定する考え方から始まっているが、次の理由により、3つの基本的な考え方のもとで制度設計を進めることとした。
  - 設置主体の問題にかかわらず、引き続き現行制度

のなかで多様かつ個性的な教育機会を提供しようとする専修学校が出てくることから、現行制度は学校教育法第1条に規定せずに、そのまま残す必要があること。

- 学校教育体系に位置づけられる学校は、すべて入学資格(学齢)によって学校種やその目的が区分、類型化されており、異なる入学資格を有する(教育段階が異なる)学校は存在しないこと。

- 学校教育体系に位置づけられる学校は、独自の教育の目的を有し、国によって教育段階別に必要な基準・要件等を定められており、学校教育法第1条に規定されるためには、それら既存の学校種の基準・要件等との整合性を図る必要があること。

#### <基本方針1>

- 専修学校制度の部分的改正ではなく、現行の専修学校制度はそのまま残しつつ、新しい学校種を創設し、学校教育法第1条に規定すること。

#### <基本方針2>

- 新しい学校種は、入学資格を特定するとともに、学校体系において、適切と認められ、かつ他の学校種と棲み分けることができる独自の目的を規定すること。

#### <基本方針3>

- 新しい学校種は、専修学校及び他の学校種の基準等とは異なる独自の基準により設置すること。

#### (2) 基本的な考え方を踏まえた新しい学校種

- 異なる教育段階が体系的かつ組織的に結合した機関として高等専門学校が存在するが、これは5年一貫の学校制度である。
- 基本方針2の考え方、これまでの専門学校と高等専修学校の教育実績、5年一貫の学校制度に対する社会的要請の有無、異なる教育段階の目的をまとめることの難しさなどに鑑み、専門学校と高等専修学校は別の学校種として位置づけることが適切である。

- 専修学校一般課程については、入学資格の弾力性、それに対応した多様かつ柔軟な教育内容などが保証され、補習教育、職業教育、生涯学習など様々な教育機会を提供することができる教育機関としての特徴を有している。

- 新しい学校種として入学資格や教育の目的を特定することは、この教育の特徴が失われることにつながるため、引き続き現行の専修学校制度のなかで位置づけることが適切である。

- さらに、文部科学省の今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議の報告「今後の専修学校教育の充実・振興について(平成17年3月)」で、『専修学校の一般課程の在り方等について検討する際には、各種学校制度も視野に入れつつ検討することが必要である』との指摘もあることから、多様な機会を提供する教育機関全体の振興を図る観点から、その制度の在り方や具体的な振興策を検討することが重要である。

- 以上の結果から、基本方針1にのっとり、新しい学校種を創設して、学校教育法第1条への規定を求めていく対象は、現行の専修学校制度にあてはめると、専門学校及び高等専修学校となる。

- 専修学校一般課程は、教育振興基本計画に「専修学校の振興」を盛り込むための運動を展開するなかで、次のような生涯学習社会の構築に必要な制度を整備する視点

実務に役立つビジネスの基礎知識と  
社会人としてのマナーが身につきます。



● 第23回「B検」試験日程	
出願期間	平成19年9月1日(土)～10月23日(火)
試験日	平成19年12月2日(日)〈1級(1次)・2級・3級〉
● 検定料	
1級	6,000円、2級 3,800円、3級 2,800円
● 検定会場	
全国47都道府県約300会場で実施。	

第24回 B検試験日〈2級・3級〉平成20年7月6日(日)予定

- 1級 中堅幹部、グループリーダーに求められるマネジメント知識、IT(情報技術)活用、交渉術など
- 2級 計画の立て方、問題解決、会議のルール、ビジネス会話など仕事に必須のビジネススキル
- 3級 就職対策～新入社員に必要な社会常識とマナーを中心としたビジネス基礎能力

事務取扱先  
財団法人 専修学校教育振興会 検定試験センター  
TEL.03-5275-6336  
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-9  
B検ホームページ http://www.sgec.or.jp/bken/

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「ビジネス能力検定(B検)」を応援しています。



東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社  
株式会社 損害保険ジャパン